

長浜市告示第123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の市道の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年3月31日から同年4月14日まで長浜市役所都市建設部建設監理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

長浜市長 浅見 宣義

供用開始

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
布勢加田線	長浜市布勢町字椎山128 8番1地先から 長浜市加田町字宮ノ前6番 地先まで	令和8年3月31日	L=953.59m
加田東西 9号線	長浜市加田町字鳥居前24 65番5地先から 長浜市加田町字南稲葉46 8番1地先まで	令和8年3月31日	L=824.90m
加田環状 1号線	長浜市加田町字前田69番 4地先から 長浜市加田町字焰庁堂78 番地先まで	令和8年3月31日	L=171.84m